

令和2・3年度 業界別人材確保支援事業（運転免許取得支援）実施要綱

令和2年10月1日制定

令和3年4月1日改正

一般社団法人東京都トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という）が実施する人材確保に資する運転免許取得に係る経費を助成することにより、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）のより一層の人材確保力の向上を図るため、公益財団法人東京しごと財団が実施する「業界別人材確保支援事業（団体独自取組支援）」に係る助成金（以下「助成金」という）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（事業趣旨）

第2条 ドライバー不足を緩和する新たな取り組みとして、更なる人材確保力の向上を図るため、会員事業者が、大型免許・中型免許（限定解除を含む）・準中型免許（限定解除を含む）、大型特殊免許又は牽引免許を取得させた際の教習費用の一部を助成する。

（助成対象事業者）

第3条 助成の対象となる事業者は、会員事業者であって中小企業者とし、会費の滞納が無い事業者とする。なお、ここでいう中小企業者とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

（助成対象ドライバー）

第4条 助成の対象となるドライバーは、東京都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事するドライバーであって、第2条に掲げる免許の取得のために令和2年10月1日以降に都道府県公安委員会指定自動車教習所へ入校申込を行い、令和4年3月10日までの間に卒業証明書または技能審査合格証明書の発行を受け、免許を取得したドライバーとする。

ただし、高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和2年度中）に、準中型免許を取得した場合も対象とする。

（助成交付額）

第5条 助成金の交付は、事業期間の助成金上限額の範囲内において、税抜き費用（指定自動車教習所へ支払った教習費用であって、教習時間超過による延長料金、仮免許交付・申請料、合宿教習に伴う食事代は除く）の1/2とし、100円単位で切り上げることとする。（現金・クレジットカードでの支払いは対象外とする）

ただし、国及び関係団体等から助成金が交付されている場合、あるいは運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しないが、東ト協が実施する免許取得助成事業との併用は

可能とする。

また、合宿教習に伴う食事代が教習料金とセットになっており、食事代の金額が算出不可能な場合については、税抜き費用から10,000円を減額することとする。

(助成金の申請手続き)

第6条 会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、東ト協所定の様式「業界別人材確保支援事業助成金交付申請書」に必要事項を記入押印の上、①指定教習所発行の会員事業者宛の領収書の写し(必ず取得した免許の種類を明記)、②運転免許証の写し(両面)、③健康保険証の写し(両面・必ず被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)、④在籍証明(助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれか1点(写))⑤中小企業者であることが確認できる書類(写)(事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ)を添えて令和4年3月25日までに東ト協へ請求することとする。

(助成金の交付)

第7条 東ト協は、第6条の請求に基づき精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。なお、助成金の交付時期については、助成金交付申請書の受付日に相応した次の各号とする。

- (1) 令和3年3月31日までに受付を行った場合には、令和3年6月末日までに交付する。
- (2) 令和3年4月1日から令和3年9月30日までに受付を行った場合には、令和3年11月末日までに交付する。
- (3) 令和3年10月1日から令和4年3月25日までに受付を行った場合には、令和4年6月末日までに交付する。

(助成金の交付取り消しと返還)

第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反したとき

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領を定める。

(附 則)

本要綱は令和3年4月1日より施行する。